

「被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議」 開催要綱

1. 目的

被用者保険の適用拡大（以下「適用拡大」という。）を推進するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。

そのため、全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）において、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきであるとされている。

これを踏まえ、適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実のため、適用拡大に関する企業の好事例を活用した広報のあり方について専門的・技術的な観点から助言を得るべく、有識者等からなる本会議を開催する。

2. 検討事項

以下の論点について、上記目的に沿って専門的・技術的な観点から検討し、助言を行う。

- (1) 適用拡大に関する企業の好事例を収集するためのアンケート等の設計
- (2) 適用拡大に関する企業へのアンケート結果等の分析方法
- (3) 上記(2)を踏まえた効果的な広報コンテンツの製作方法等

3. 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

4. 運営

- (1) 本会議は、厚生労働省年金局長が構成員を招集して開催する。
- (2) 本会議は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本会議は、原則公開とする。ただし、公開により個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (4) 本会議の庶務は、厚生労働省年金局総務課及び年金課が共同して行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、本会議において定める。